

写

14町監第116号の2  
2015年2月23日

町田市議会議長 上野孝典様  
町田市市長 石阪丈一様  
町田市教育委員会教育長 坂本修一様  
町田市選挙管理委員会委員長 大澤進様  
町田市農業委員会会長 吉川庄衛様  
町田市代表監査委員 小西弘子様

町田市監査委員 小西弘子様  
同 木下健治様  
同 細野龍子様  
同 おく栄一様

#### 2014年第2回定期監査（財務）の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

## 2014年第2回定期監査（財務）結果報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

### 第2 監査の実施期間

2014年8月21日から2015年1月27日まで

### 第3 監査の対象及び範囲

2014年度一般会計・特別会計及び病院事業会計の財務に関する事務及びこれに関する事務事業

### 第4 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務及びこれに関する事務事業について、主に次の観点から監査を実施した。

- 1 現金は適正に管理されているか。
- 2 予算の執行は、適正かつ計画的、効率的に行われているか。
- 3 収入支出事務は、その根拠となる法令、規則等に従って適正に行われているか。
- 4 契約事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか。
- 5 負担金・補助金の執行について、その根拠は明確か。また実績報告書等において透明性が確保されているか。
- 6 財産は適切に管理されているか。
- 7 経済性、効率性、有効性は十分考慮されているか。

### 第5 事情聴取

事情聴取を2014年12月18日に行った。

### 第6 監査の結果

対象とした事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。しかし、現金等の管理や支出に係る事務において、再度全庁的に留意する必要があると思われる事項が見られたので、以下に述べる。

なお、個別の指摘、意見は後述する（3頁）。

## 全庁的に留意すべき事項

### 1 現金等の管理

会計管理者から釣銭又は両替金用現金（以下「釣銭」という。）が交付されている50課（注）のうち22課（注）について、釣銭が適正に管理されているか、また、郵券等が適正に管理されているか確認したところ、5課においては、郵券等の現物と郵券差引簿の残数に不一致があった。

郵券等は金券であることから、毎日現物の残数確認を徹底するなど、適正な管理が求められる。

各課においては、現金等の適正な管理を行われたい。

なお、郵券等の管理については「2014年第1回定期監査結果報告書（24頁）」を再度確認し、一人ひとりが市の郵送料削減につながる意識を持ち、各課における郵券等の滞留を無くすよう努められたい。

（注）課において、複数の施設等に釣銭が交付されている場合は、その施設数とした。

### 2 支出に係る事務

2014年度に執行した支出命令書のうち5月分（2013年度出納整理期間中のものを除く）を抽出し、支出に係る事務が法令等にのっとり適正に行われているか確認したところ、支出負担行為決議兼命令書の決裁欄に支出負担行為決定者（注）の押印が漏れているものや、歳出節区分の誤り、支払遅延の状況など、一部に不適切な事例が見受けられた。

各課においては、適正な支出事務を行われたい。

（注）町田市支出負担行為手続規則第3条において「課長等は、支出負担行為の手続を行う場合には（中略）支出負担行為決議書により所管の支出負担行為の決定の権限を有する者（以下「支出負担行為決定者」という。）の決定を受けなければならない。」と規定している。

個別の是正・改善を要する事項（指摘）及び改善の検討を要する事項（意見）は以下のとおりである。

## 会計課

### 学校教育部教育総務課、町田市立高ヶ坂小学校

#### 【指摘】納品書及び請求書の代表者印の有無の確認を徹底すべきもの

町田市会計事務規則第44条では、支出命令書又は支出負担行為決議兼命令書を発行しようとするときは、印鑑の正誤がないかを調査し、請求書を添付することとなっている。また、同第50条では、課長は債権者を確認し、その印鑑を調査しなければならないと定められている。

また、市が作成した「会計事務の手引き（2014年度版）」によれば、支出命令書の発行にあたっての一般的な注意事項として「印鑑の正誤。法人の場合は代表者印を必要とし、社印のみでは不可。」としている。さらに、支出命令書の送付にあたっての注意事項として、「債権者から提出された請求書等は、支出負担行為決議書及び契約書等の証拠書類と照合検算し、債権者住所、氏名、請求印等が鮮明なことを確認すること。特に、法人は代表者印でなく社印だけの請求書等は有効にはならないので、注意すること。」としている。

町田市立高ヶ坂小学校の、支払日が5月の支出負担行為決議兼命令書をみたところ、添付されている納品書、請求書に代表者印が押印されていないものがあつた。会計課においても、このまま審査が終了となっていた。

各主管部課は、納品書及び請求書の代表者印の有無の確認を徹底されたい。

## 議会事務局

#### 【意見】視察来客用菓子について他店からの購入も混じえるなど、地方自治法の主旨を踏まえた物品購入に努められたい

議会事務局の食糧費について、2013年4月から2014年8月までの執行状況を見たところ、視察来客用菓子を市内にある菓子店Aより、378円から7,056円の範囲で52件購入していた。また、他店からの購入は認められなかった。

議会事務局によれば、市外からの急な視察等があつた場合においても、菓子の準備や対応が可能であるなどの理由から、少なくとも2010年以降A店から購入しているとのことであつた。

本件は、いわゆる少額随意契約に該当し、町田市契約事務規則等にのっとり処理されている。しかしながら、地方自治法第234条において、売買等を含めた契約は、一般競争入札を原則としており、例外として随意契約等が行えるものとしている。本件のよ

うな長期間にわたる一者との特命随意契約は、契約の透明性を欠くおそれがある。

また、2014年3月に策定された『まちだ自慢』推進計画（以下「計画」という。）において、特徴的な特産品やグルメに関する情報発信は、市の多彩な魅力を広くアピールする手段として挙げられている。さらに、計画の基となる「まちだシティプロモーション基本方針」では、町田市に顕在・潜在する「地域資源」を最大限活用することが求められ、食・グルメ分野では「町田市名産品」及び「町田私の好きなお店大賞」の商品等が地域資源の一例とされている。

市外からの来客に対し、多様な町田市名産品を菓子として供することは、計画に基づいた町田市のアピールとして有効であると考ええる。

視察来客用菓子について他店からの購入も混じえるなど、地方自治法の主旨を踏まえた物品購入に努められたい。